

令和元年度下越障害福祉事務組合
歳入歳出決算意見について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和元年度下越障害福祉事務組合一般会計歳入歳出決算を審査した結果、次のとおりである。

記

1 審査対象

令和元年度下越障害福祉事務組合一般会計歳入歳出決算

2 審査期間

令和2年10月12日

3 審査の総括的意見

審査に付された一般会計歳入歳出決算書及び付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合して正確であると認めた。

令和2年10月12日

下越福祉行政組合

管理者 新発田市長 二階堂 馨 様

下越福祉行政組合

監査委員 宮島 克己



監査委員 田中 清善



下越福祉行政組合 財務監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による財務監査を、下越福祉行政組合監査基準に準拠し実施した。

1 監査を実施した者

監査委員 宮島 克己

監査委員 田中 清善



2 監査の種類

財務監査

3 監査の対象

- (1) 令和元年度新発田地域老人福祉保健事務組合公会計諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）
- (2) 令和元年度下越障害福祉事務組合公会計諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）

4 監査の実施内容及び着眼点（評価項目）

監査の実施に当たっては、組合の財務が法令に適合し、正確かつ効率的に行われているか公会計諸表を通して確認し、以下の項目を監査の着眼点として実施した。

- (1) 流動資産、固定資産、流動負債、固定負債及び純資産のバランスは適正か。
- (2) 歳入額対資産比率は適正か。
- (3) 資産老朽比率は適正か。
- (4) 純資産比率は適正か。

5 監査の実施場所

広域合同庁舎4階会議場

6 監査の実施日

令和2年10月12日

7 監査の結果

公会計諸表及び関係資料を精査した結果、下越福祉行政組合の財務については、法令に適合し、正確かつ効率的に行われているものと認めた。

下越福祉行政組合 行政監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査を、下越福祉行政組合監査基準に準拠し実施した。

1 監査を実施した者

監査委員 宮島 克己

監査委員 田中 清善



2 監査の種類

行政監査

3 監査の対象

- (1) 新発田地域老人福祉保健事務組合に関する共同処理基本計画の令和元年度施策評価及び事務事業評価
- (2) 下越障害福祉事務組合に関する共同処理基本計画の令和元年度施策評価及び事務事業評価

4 監査の実施内容及び着眼点（評価項目）

監査の実施に当たっては、組合の施策及び事務事業が法令に適合し、正確かつ効率的に行われているか確認し、以下の項目を監査の着眼点として実施した。

- (1) 組合全体で6件ある施策について、それぞれ設定している成果指標をどの程度達成しているか。
- (2) 組合の施策の実現に向けて実施している事務事業35件について、それぞれ設定している成果指標をどの程度達成しているか。

5 監査の実施場所

広域合同庁舎4階会議場

6 監査の実施日

令和2年10月12日

7 監査の結果

組合の施策評価、事務事業評価を精査した結果、下越福祉行政組合の行政については、法令に適合し、組織及び運営の合理化に努めているものと認めた。

下越福祉行政組合 財政援助団体等監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査を、下越福祉行政組合監査基準に準拠し実施した。

1 監査を実施した者

監査委員 宮島 克己

監査委員 田中 清善



2 監査の種類

財政援助団体等の監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体

- ① 社会福祉法人愛宕福祉会（養護老人ホームあやめ寮 指定管理者）
- ② 社会福祉法人くろかわ福祉会（養護老人ホームひめさゆり 指定管理者）
- ③ 一般財団法人下越総合健康開発センター（休日、夜間救急診療所 指定管理者）

(2) 監査対象委託料等

- ① 令和元年度養護老人ホームあやめ寮 施設管理運営委託料（決算額 180,540,000円）
- ② 令和元年度養護老人ホームひめさゆり 施設管理運営委託料（決算額 160,000,000円）
- ③ 令和元年度中条地区休日診療所診療交付金（決算額 4,728,857円）
令和元年度休日救急歯科診療所診療交付金（決算額 5,652,944円）

4 監査の実施内容及び着眼点（評価項目）

監査の実施に当たっては、公の施設の管理を行わせている各団体に対し、指定管理に係る委託料等の出納その他の事務の執行が適正に処理されているか確認し、以下の項目を監査の着眼点として実施した。

- (1) 組合に提出された事業報告書及び決算書等は、事業計画書に符号するか。また、実施された事業内容は、指定管理に関する協定書に基づき遂行されているか。
- (2) 指定管理に係る委託料等は、指定管理料に関する契約書に基づき、適正に請求し受領され、事業目的に沿って執行されているか。

5 監査の実施場所

広域合同庁舎4階会議場

6 監査の実施日

令和2年10月12日

7 監査の結果

各団体の事業報告書、決算書及び関係書類を精査した結果、各団体における施設管理運営委託料等の出納その他の事務の執行は、事業目的に沿って適正に行われているものと認めた。

下越福祉行政組合
基金運用審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、
下越福祉行政組合が設置する基金の運用状況を示す書類を審査した結果、下記
のとおり意見を付する。

記

1 審査対象

- (1) 令和元年度新発田地域老人福祉保健事務組合あやめ寮福祉基金運用
状況
- (2) 令和元年度新発田地域老人福祉保健事務組合休日、夜間救急診療所
運営基金運用状況
- (3) 令和元年度新発田地域老人福祉保健事務組合保健施設基金運用状況
- (4) 令和元年度下越障害福祉事務組合減債基金運用状況

2 審査日

令和2年10月12日

3 審査の結果

(1) 計数について

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であるか検証するため、
基金の運用方針と運用計画、関係帳簿及び証拠書類を審査した結果、
関係書類の計数は正確であることが認められた。

(2) 運用状況について

審査に付された各基金の運用状況については、適切な期間内にお
いて、低利率ではあるがペイオフ対策を講じ、安全性を重視した確
実な方法で運用されていることが認められた。

令和2年10月12日

下越福祉行政組合

管理者 新発田市長 二階堂 馨 様

下越福祉行政組合

監査委員 宮島 克己



監査委員 田中 清善

